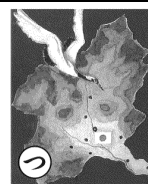




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和7年6月20日（金） 号 外 （第6号）

目 次

	ページ
規 則	
○群馬県県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	2
○群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則（地域創生課）	2
○群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例関係代執行費用徴収条例施行規則（廃棄物・リサイクル課）	2
○群馬県森林法関係代執行費用徴収条例施行規則（森林保全課）	5
議 会 規 則	
○群馬県議会会議規則の一部を改正する規則（議事課）	8

規則

群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月二十日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第四十七号

群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県税条例施行規則（昭和三十四年群馬県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第九条の二の次に次の一条を加える。

（公示送達の方法）

第九条の三 条例第二十五条に規定する規則で定める方法は、県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（同条に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（県の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。第一号において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和七年六月二十日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第四十八号

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和四十六年群馬県規則第二十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例関係代執行費用徴収条例施行規則をここに公布する。

令和七年六月二十日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第四十九号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例関係代執行費用徴収条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例関係代執行費用徴収条例（令和七年群馬県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（滞納処分に関する事務の委任）

第三条 代執行費用及び条例第三条第一項の延滞金の滞納処分に関する事務は、職員のうちから知事が指定した者（以下「徴収職員」という。）に委任する。

2 徴収職員には、徴収職員証票（別記様式第一号）を交付する。

3 徴収職員は、滞納処分のための財産の調査、検索及び差押えをする場合は、前項の徴収職員証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（歳入納付）

第四条 徴収職員は、滞納処分のため出張を命ぜられた場合において、滞納者が代執行費用及び条例第三条第一項の延滞金の納付を申し出たときは、分任出納員としてこれらを収納するものとする。この場合において、収納した代執行費用及び同項の延滞金は、出納員に引き継がなければならない。

2 代執行費用の滞納処分による公売保証金又は差押物件公売代金等の歳入納付については、群馬県財務規則（平成三年群馬県規則第十八号）の定めるところによる。（滞納整理票）

第五条 知事は、滞納処分を行おうとするときは、代執行費用滞納整理票（別記様式第二号）を作成しなければならない。

（公示送達）

第六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第四項の規定による公示送達は、県庁の掲示場に掲示して行うものとする。

（様式）

第七条 この規則に定めるもののほか、滞納処分に関して必要な様式については、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則（昭和三十三年群馬県規則第五十一号）及び群馬県県税条例施行規則（昭和三十四年群馬県規則第七十九号）の規定の例によるほか、県税の滞納処分の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（規格B8）（第3条関係）

（表面）

第 号	年 月 日交付
群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例関係代執行費用	
徴 収 職 員 証 票	
勤務所名 環境森林部廃棄物・リサイクル課	
職氏名 _____	
群 馬 県	

備考 用紙は、厚紙を使用し、中央に群馬県印を押すこと。

（裏面）

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成25年群馬県条例第47号）抜粋

第7条 （略）

2 知事は、汚染された土砂等による埋立て等が行われているおそれがあると認めるときは、当該埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を命ずることができる。

3 知事は、汚染された土砂等による埋立て等が行われたことを確認したときは、速やかに当該埋立て等区域の周辺の地域の住民に情報を提供するとともに、当該埋立て等を行った者（当該埋立て等を行った者に対し、当該埋立て等を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該埋立て等を行った者が当該埋立て等をするのを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、埋立て等をされた土砂等（当該埋立て等により土壌基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該埋立て等による土壌の汚染を除去するために必要な措置を命ずることができる。

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和7年群馬県条例第21号）による改正前の群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（抜粋）

（措置命令等）

第22条 知事は、特定事業により埋立て等をされた土砂等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、特定事業を行い、又は行った者（第9条第1項第3号に規定する技術上の基準に違反して当該特定事業を行い、若しくは行った者に対し、当該違反行為を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該特定事業を行い、若しくは行った者が当該違反行為をするのを助けた者があるときは、その者を含む。次項において同じ。）に対し、期間を定めて、当該特定事業により埋立て等をされた土砂等による災害の発生を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、第8条第1項又は第10条第1項の規定に違反して特定事業を行い、又は行った者に対し、土砂等による災害の発生を防止するため、期間を定めて、当該特定事業を停止し、又は必要な措置を命ずることができる。

3 知事は、第12条第4項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、土砂等による災害の発生を防止するために必要な措置を命ずることができる。

行政代執行法（昭和23年法律第43号）抜粋

第2条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさせ、その費用を義務者から徴収することができる。

第5条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。

第6条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

② 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。

③ 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例関係代執行費用徴収条例施行規則（令和7年群馬県規則第49号）抜粋

（滞納処分に関する事務の委任）

第3条 代執行費用及び条例第3条第1項の延滞金の滞納処分に関する事務は、職員のうちから知事が指定した者（以下「徴収職員」という。）に委任する。

2 徴収職員には、徴収職員証票（別記様式第一号）を交付する。

3 徴収職員は、滞納処分のための財産の調査、検索及び差押えをする場合は、前項の徴収職員証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

別記様式第2号（規格A4）（第5条関係）

代執行費用滞納整理票							
(滞納者の住所又は所在地・氏名又は名称)							
年度	備考						
代 執 行 費 用	円	納 期 限			年 月 日		
延 滞 金	円	督促状を発した日			年 月 日		
計	円	経 過 す る 日			年 月 日		
徴収内訳							
年月日	徴収金		延滞金				取扱者
	収入額	未収額	延滞金 計算額	日数	収入額	未収額	
年月日	記事						
証券の種類	券面金額	受託年月日	支払期日	納付年月日	備考		
記号番号							

群馬県森林法関係代執行費用徴収条例施行規則をここに公布する。
令和七年六月二十日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第五十号

群馬県森林法関係代執行費用徴収条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、群馬県森林法関係代執行費用徴収条例（令和七年群馬県条例第五十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（滞納処分に関する事務の委任）

第三条 代執行費用及び条例第三条第一項の延滞金の滞納処分に関する事務は、職員のうちから知事が指定した者（以下「徴収職員」という。）に委任する。

2 徴収職員には、徴収職員証票（別記様式第一号）を交付する。

3 徴収職員は、滞納処分のための財産の調査、検索及び差押えをする場合は、前項の徴収職員証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（歳入納付）

第四条 徴収職員は、滞納処分のため出張を命ぜられた場合において、滞納者が代執行費用及び条例第三条第一項の延滞金の納付を申し出たときは、分任出納員としてこれらを収納するものとする。この場合において、収納した代執行費用及び同項の延滞金は、出納員に引き継がなければならない。

2 代執行費用の滞納処分による公売保証金又は差押物件公売代金等の歳入納付については、群馬県財務規則（平成三年群馬県規則第十八号）の定めるところによる。

（滞納整理票）

第五条 知事は、滞納処分を行おうとするときは、代執行費用滞納整理票（別記様式第二号）を作成しなければならない。

（公示送達）

第六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第四項の規定による公示送達は、県庁及び条例第一条の代執行を行う場所を管轄する森林事務所又は環境森林事務所の掲示場に掲示して行うものとする。

（様式）

第七条 この規則に定めるもののほか、滞納処分に関して必要な様式については、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則（昭和三十二年群馬県規則第五十一号）及び群馬県県税条例施行規則（昭和三十四年群馬県規則第七十九号）の規定の例によるほか、県税の滞納処分の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（規格B8）（第3条関係）

（表面）

第	号		年	月	日交付
群馬県森林法関係代執行費用 徴収職員証票					
勤務所名_____					
職氏名_____					
群馬県					

備考 用紙は、厚紙を使用し、中央に群馬県印を押すこと。

（裏面）

森林法（昭和26年法律第249号）抜粋 （監督処分） 第10条の3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。 （監督処分） 第38条 都道府県知事は、第34条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第6項の条件に違反して立木を伐採した者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて立木を伐採した者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。 2 都道府県知事は、第34条第2項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第6項の条件に違反して同条第2項の行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同項の許可を受けて同項の行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。 3 都道府県知事は、第34条の2第1項の規定に違反した者に対し、当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて造林に必要な行為を命ずることができる。 4 都道府県知事は、森林所有者が第34条の4の規定に違反して、保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間内に、植栽をせず、又は当該指定施業要件として定められている植栽の方法若しくは樹種に関する定めに従って植栽をしない場合には、当該森林所有者に対し、期間を定めて、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法と同一の方法により、当該指定施業要件として定められている樹種と同一の樹種のものを植栽すべき旨を命ずることができる。 行政代執行法（昭和23年法律第43号）抜粋 第2条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。 第5条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。 第6条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。 ② 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。 ③ 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。 群馬県森林法関係代執行費用徴収条例施行規則（令和7年群馬県規則第50号）抜粋 （滞納処分に関する事務の委任） 第3条 代執行費用及び条例第3条第1項の延滞金の滞納処分に関する事務は、職員のうちから知事が指定した者（以下「徴収職員」という。）に委任する。 2 徴収職員には、徴収職員証票（別記様式第一号）を交付する。 3 徴収職員は、滞納処分のための財産の調査、検索及び差押えをする場合は、前項の徴収職員証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

別記様式第2号（規格A4）（第5条関係）

代執行費用滞納整理票							
(滞納者の住所又は所在地・氏名又は名称)							
年度	備考						
代 執 行 費 用	円	納 期 限			年 月 日		
延 滞 金	円	督促状を発した日			年 月 日		
計	円	経 過 す る 日			年 月 日		
徴収内訳							
年月日	徴収金		延滞金				取扱者
	収入額	未収額	延滞金 計算額	日数	収入額	未収額	
年月日	記事						
証券の種類	券面金額	受託年月日	支払期日	納付年月日	備考		
記号番号							

■ 議会規則

群馬県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月二十日

群馬県議会議長 井 下 泰 伸

群馬県議会規則第三号

群馬県議会会議規則の一部を改正する規則

群馬県議会会議規則（昭和三十一年群馬県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第一章 総則（第一条―第十三条）
- 第二章 議案及び動議（第十四条―第十九条）
- 第三章 議事日程（第二十条―第二十四条）
- 第四章 選挙（第二十五条―第三十四条）
- 第五章 議事（第三十五条―第四十八条）
- 第六章 発言（第四十九条―第六十三条）
- 第七章 委員会（第六十四条―第七十六条）
- 第八章 表決（第七十七条―第八十七条）
- 第九章 請願（第八十八条―第九十三条）
- 第十章 公聴会及び参考人（第九十四条―第一百条）
- 第十一章 秘密会（第一百一条・第一百二条）
- 第十二章 辞職及び資格の決定（第一百三一条―第一百七七条）
- 第十三章 規律（第一百八条―第一百五条）
- 第十四章 懲罰（第一百六条―第二百三十三条）
- 第十五章 会議録（第二百二十四条―第二百七条）
- 第十六章 協議又は調整を行うための場（第二百二十八条）
- 第十七章 議員の派遣（第二百二十九条）
- 第十八章 補則（第二百二十九条の二―第二百三十条）

附則
第九条第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員三人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するとき

その他の特に必要なと認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

第十七条中「が連署し」を「が記名し」に、「連署して」を「記名して」に改め

る。

第三十一条に次の一項を加える。

4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第五十条第三項中「第一項ただし書」を「第一項ただし書」に改める。

第六十四条中「場所」の下に「（全ての委員が群馬県議会委員会条例（昭和三十一年群馬県条例第三十号）第十二条の二第二項の規定により委員会に出席する場合は、その旨）」を加える。

第八十四条中「配布」を「配付」に改める。

第一百一条中「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。

第一百七七条を次のように改める。

（資格決定の通知）

第一百七七条 法第百二十七条第三項において準用する法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第百九条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘又はこれら」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第二百二十四条第一項第三号中「出席」を「出席議員」に改める。

第二百二十五条を次のように改める。

（会議録の配布）

第二百二十五条 会議録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百二十九条の二及び第百二十九条の三において同じ。）により作成したものを議員及び関係者に配布する。

第十八章中第百三十条の前に次の二条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第二百二十九条の二 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第一項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により

受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第二十条、第四十条第三項、第八十九条第一項、第九十条第一項及び第二百二十五条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができ措置をとるとともに、当該者に対し、電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第二百二十九条の三 この規則の規定（第二十八条第一項（第八十四条において準用する場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
